

会計監査人の設置等について

会計監査人の設置等について

1. 現状

- 社会福祉法人に対する外部監査については、外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保を図ることを目的として、公認会計士法第2条第1項に基づく財務書類の監査及び証明に該当するものに限らず、広く税理士その他の会計の専門家や社会福祉事業について学識経験を有する者による監査の実施を推奨してきた。
- 上記の公認会計士法に基づく監査法人等が実施する監査を受けたことのある法人は限られている。

(参考)

■社会福祉法人審査基準 抄

第3 法人の組織運営

5 法人の組織運営に関する情報開示等

- (1) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。

特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。

(参考)

■社会・援護局関係主管課長会議資料(平成16年3月2日) 抄

1 外部監査の趣旨について

- 社会福祉法人に係る外部監査は、広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。

2 外部監査の範囲について

- 社会福祉法人に係る財産状況等の外部監査には、

- ① 公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)が行う財務諸表の監査
- ② 公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等
- ③ 財産状況以外の事項(法人の組織運営・事業等)の監査
が含まれるものであること。

3 外部監査の実施者について

- 外部監査は、社会福祉法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や、社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。
- なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

4 実地監査の省略について

- 実地監査の省略については、以下の点について考慮の上判断することが望ましいこと。
 - ・ 当該外部監査の報告書の記載から、財産状況等について重大な問題点が指摘されていないこと。また、問題点がある場合には、法人から改善計画が所轄庁に提出されていること。
 - ・ 施設監査の結果、最低基準が遵守されていること。
 - ・ 現況報告書等が適正に提出され、重大な問題点が見受けられないこと。

■公認会計士法(昭和23年法律第103号) 抄

(公認会計士の業務)

第二条 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

2 公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

■税理士法(昭和26年法律第237号) 抄

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。)、法定外目的税(同項に規定する法定外目的税をいう。))その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。)に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理(税務官公署(税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。))に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て(これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。))につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること(次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。)をいう。)

二 税務書類の作成(税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条第一項において同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)で財務省令で定めるもの(以下「申告書等」という。))を作成することをいう。)

三 税務相談(税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。))の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。)

2 税理士は、前項に規定する業務(以下「税理士業務」という。))のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

2. 課題

- 社会福祉法人の公益性を担保するため、ガバナンスの強化、財務規律の確立を図る観点から、一定規模以上の法人に会計監査人の設置を義務付けることが必要。
- 会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲については、監査に対応できる事務処理の態勢と監査費用の負担能力を考慮して基準を設定するとともに、受入れ態勢の整備を促進することが必要。
- 会計監査人の設置義務化の対象とならない法人についても、ガバナンスの強化の観点から、外部の専門家によるチェック体制を整備することが必要。

(参考)

■第2回社会保障審議会福祉部会 資料 抄

- 一定規模以上の法人に対して、会計監査人による監査を法律上義務付けてはどうか。

■第8回社会保障審議会福祉部会 資料 抄

- 社会福祉法人に対する指導監督については、法人運営の中で行政が関与すべき範囲を明確にして重点的に監査等を行うとともに、専門性を要する分野等においては外部の機関等を積極的に活用することにより、全体として指導監督の機能強化を図るべきではないか。

具体的に以下の事項などに取り組んではどうか。

(会計監査人の設置義務付け)

一定規模以上の法人(基準は収益※及び負債を設定)に会計監査人の設置を義務付ける。具体的には、上場企業における監査費用の対売上高比率を参考に設定する。

※「2014年度版上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書(監査人・監査報酬問題研究会)」によると、売上高10億円以下の上場企業における監査証明報酬の対売上高比率は、約0.5%となっている。

(外部監査等の実施による監査との役割分担)

専門的な見地と地域住民・利用者の視点から、適正な法人運営の担保を効果的に行うため、以下の一定の要件を満たす法人については、定期監査の実施周期の延長や監査項目の重点化等の仕組みを導入。

- ① 社会福祉法人制度改革に即したガバナンスや運営の透明性の確保、財務規律の確立等に適切に対応している法人
- ② 財務諸表や現況報告書のほか、会計監査人が作成する会計監査報告書及び「運営協議会」の議事録を提出して、所轄庁による審査の結果、適切な組織運営・会計処理の実施や地域等の意見を踏まえた法人運営が行われている法人

3. 考え方

○ 会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲については、監査の受入れ態勢や監査費用の負担能力を考慮し、一定規模以上の法人とすることが必要。その基準については、以下の要件のいずれかに該当する法人としてはどうか。

① 収益(事業活動計算書におけるサービス活動収益)が7~10億円以上の法人(規模に応じて段階的に義務化)

【考え方】

- ・ 複数施設を経営する程度の事業規模を参考に基準を設定。

② 負債(貸借対照表における負債)が20億円以上の法人

【考え方】

- ・ 収益10億円の法人の借入金返済負担可能額を、平均的な減価償却費率等を踏まえ収益の1割程度の1億円と仮定した場合の20年償還の借入金額(金利の影響は除外)が20億円となることを踏まえ設定。

○ 会計監査人による監査を受けるためには、法人において会計処理や内部統制の態勢を整える必要があることから、円滑な導入に向けた準備を促進することとしてはどうか。

○ 会計監査人による監査の義務付けの対象とならない法人については、

- ・ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況等の点検等
- ・ 監事への公認会計士又は税理士の登用

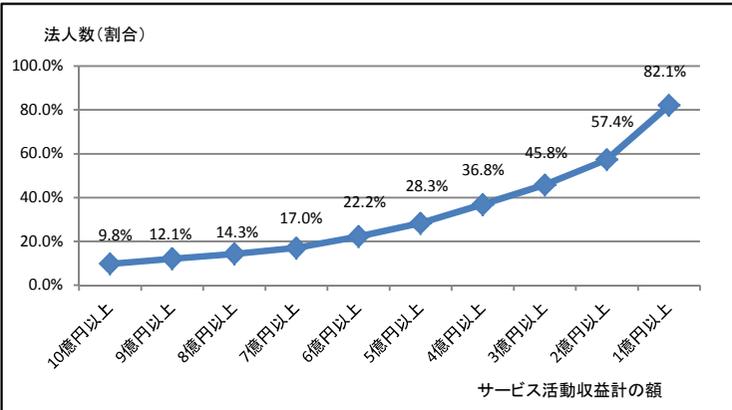
を指導し、こうした取組を行う法人に対する所轄庁による監査の効率化を進めることとしてはどうか。

(参考) 法人の収益規模と会計監査人設置義務化の対象法人の割合

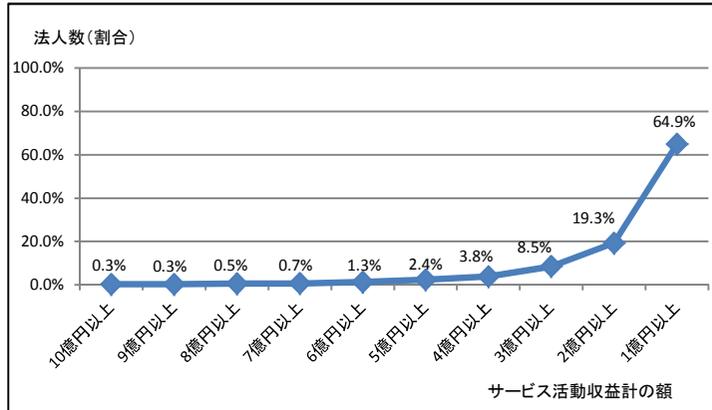
会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲を事業活動計算書のサービス活動の部における収益が10億円以上・7億円以上の法人とした場合、対象となる法人は以下の通り。

サービス活動収益	10億円以上	7億円以上
①保育所のみ	約2法人(0.3%)	約5法人(0.7%)
②児童養護施設のみ	約0法人(0.0%)	約0法人(0.0%)
③特別養護老人ホームのみ	約30法人(6.6%)	約70法人(16.0%)
④障害者支援施設・障害福祉サービス事業のみ	約4法人(1.2%)	約10法人(3.3%)
⑤その他(複数事業実施も含む)	約325法人(15.5%)	約540法人(25.7%)
全体	約360法人(9.8%)	約630法人(17.0%)

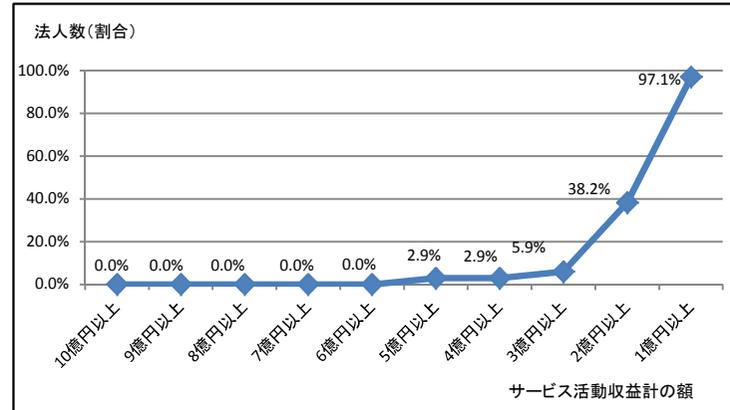
全体(約3,700法人)



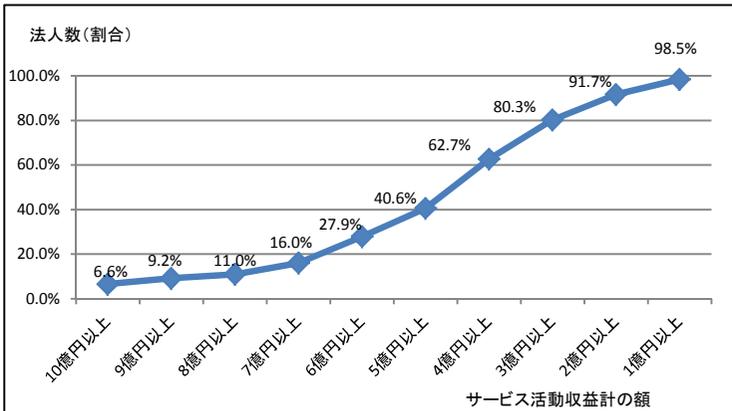
①保育所のみ(約750法人)



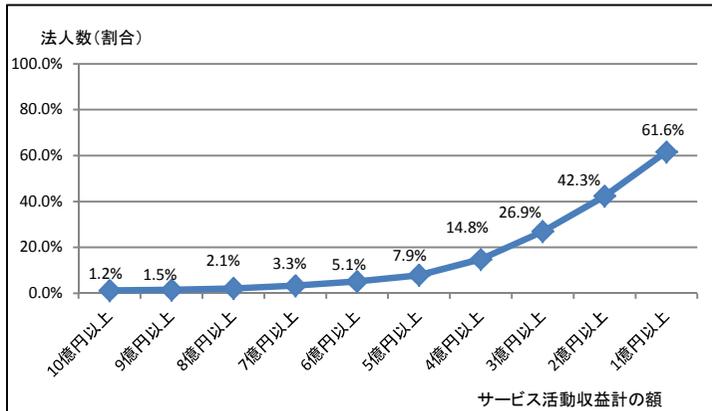
②児童養護施設のみ(約50法人)



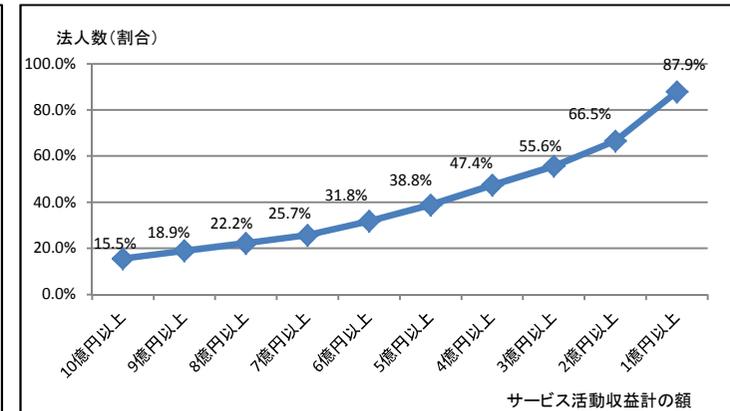
③特別養護老人ホームのみ(約450法人)



④障害者支援施設・障害福祉サービス事業のみ(約350法人)



⑤その他(複数事業実施も含む)(約2,100法人)



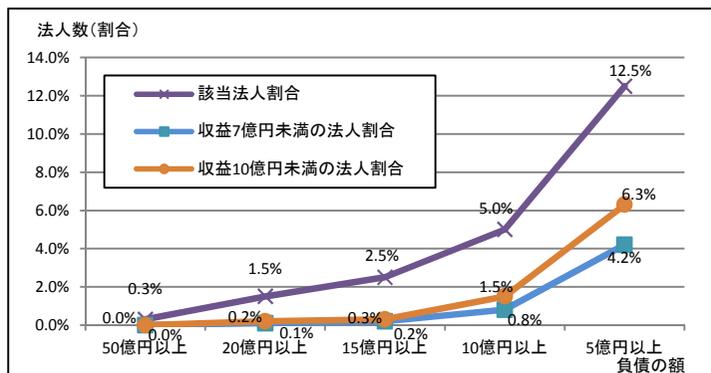
※「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)において収集された社会福祉法人の財務諸表データのうち、明らかな記載誤りがないもの(約3,700法人分)について分析したもの

(参考) 法人の負債額と会計監査人設置義務化の対象法人の割合

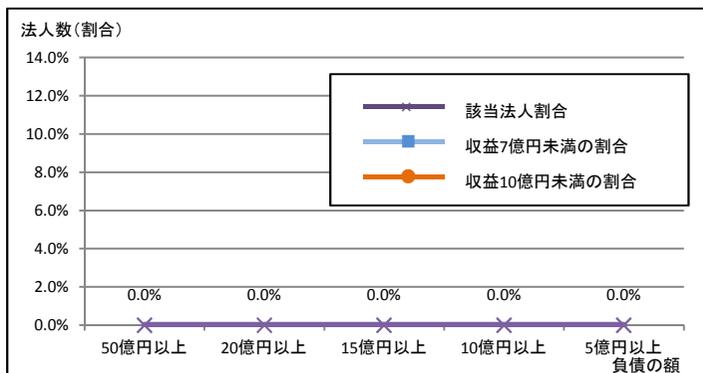
会計監査人の設置を義務付ける範囲を貸借対照表の負債が20億円以上の法人とした場合、対象となる法人は以下のとおり。

負債額	20億円以上
①保育所のみ	約0法人(0%)
②児童養護施設のみ	約0法人(0%)
③特別養護老人ホームのみ	約5法人(0.1%)
④障害者支援施設・障害福祉サービス事業のみ	約0法人(0%)
⑤その他(複数事業実施も含む)	約50法人(1.4%)
全体	約55法人(1.5%)

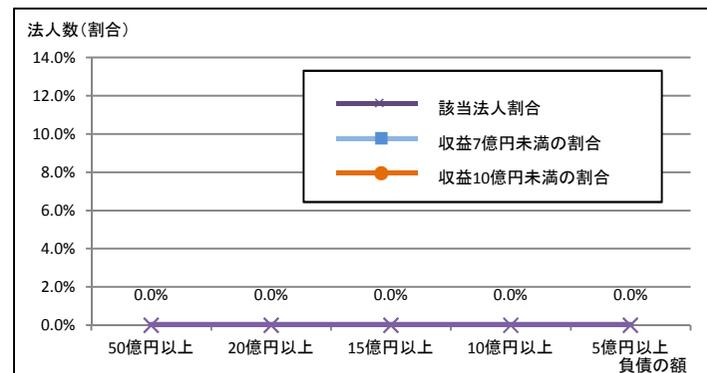
全体(約3,700法人)



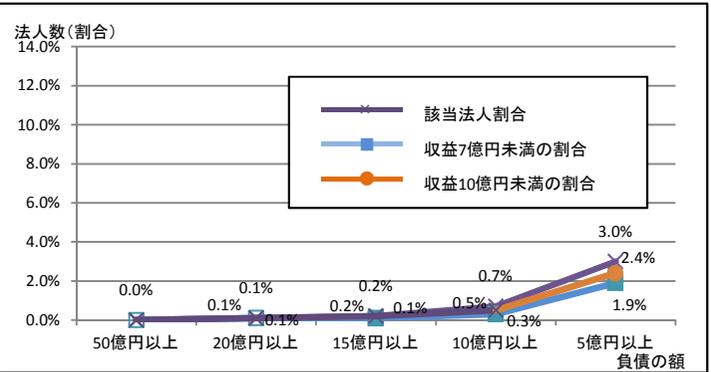
①保育所のみ(約750法人)



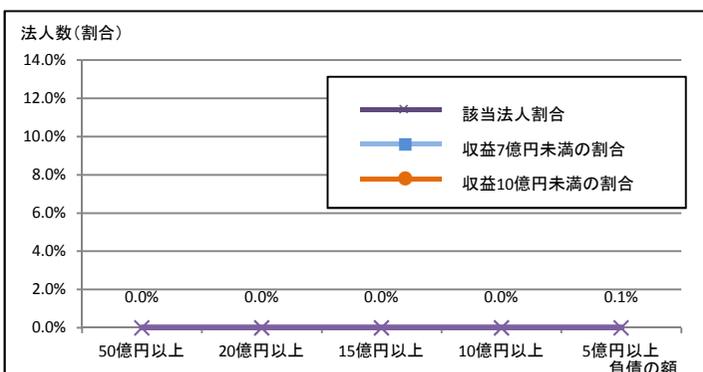
②児童養護施設のみ(約50法人)



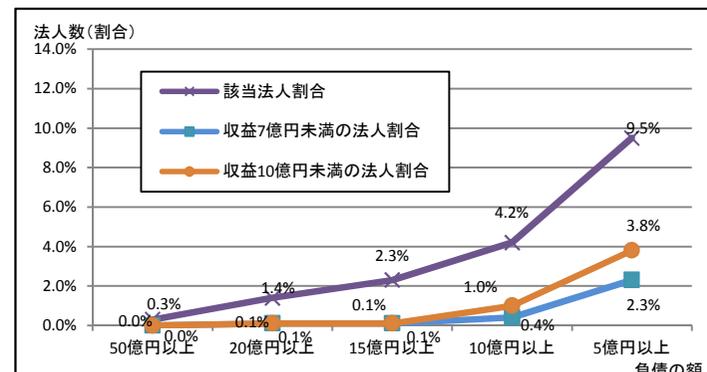
③特別養護老人ホームのみ(約450法人)



④障害者支援施設・障害福祉サービス事業のみ(約350法人)



⑤その他(複数事業実施も含む)(約2,100法人)



※「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)において収集された社会福祉法人の財務諸表データのうち、明らかな記載誤りがないもの(約3,700法人分)について分析したもの